

奈良市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

令和 2 年 8 月 1 9 日

奈良市行政不服審査会決定

次に掲げる審査請求は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 4 3 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するものとして、同項の規定による奈良市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号）第 1 1 条第 1 項の決定若しくは奈良市個人情報保護条例（平成 2 1 年奈良市条例第 5 1 号）第 2 0 条第 1 項の決定（以下これらを「開示決定」という。）又は奈良市情報公開条例第 1 1 条第 2 項の決定若しくは奈良市個人情報保護条例第 2 0 条第 2 項の決定の取消処分後に、これらの規定による新たな決定がされている場合（開示決定の取消処分後の場合にあつては、新たな決定が先行の開示決定により開示されることとされた部分の全てを含む場合に限る。）の当該取消処分に対する審査請求